

協議会だより

NO.60 (2014.5)

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

「多面的機能支払交付金」の制度が実施されます！

平成 26 年度から、「農地・水保全管理支払交付金」が「多面的機能支払交付金」に変わり、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援します。

活動組織の皆さんは、平成 26 年度中に新制度(多面的機能支払)への移行の手続きが必要となります。県、市町担当者と協議の上、速やかな移行をお願いします。



( ) 共同活動を平成 23 年度までに実施した対象農用地又は、長寿命化に取り組む地区は 75%単価となります。

※②の多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない場合は、基準単価、75%単価の 5/6 単価が適用になります。

( 田 基準単価 2,400 円 → 2,000 円、75%単価 1,800 円 → 1,500 円)

※ 平成 25 年度に共同活動支援交付金に取り組まれている組織については、①農地維持支払と②資源向上支払(共同活動)両方への移行となります。

【活動期間】

平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間

(なお、現行協定の残期間(平成 28 年度まで)とすることも可能ですが、関係市町にご相談ください。)

【提出書類】

現行の協定内容(取組面積や対象施設等)に変更がない組織については、「追加活動申請書のみ」を提出してください。(※追加活動とは、I の■地域資源の適切な保全管理のための推進活動とII の■多面的機能の増進を図る活動です。)

# 多面的機能支払交付金とは？



## I 農地維持支払

### ■ 地域資源の基礎的保全活動

農用地、農業用施設の点検、年度活動計画の策定、  
基礎的な保全活動(草刈り、泥上げ、砂利の補充など)、事務研修

### ■ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動(H26 年度からの追加活動)

農用地、農業用施設等の地域資源をこれからどのように保全管理していくか、体制や方法を組織の皆さんで話し合い、協定期間中に保全管理構想を作成し市町へ提出します。

## II 資源向上支払(共同活動)

「農地維持支払」と併せて取り組むことが必要。

### ■ 施設の軽微な補修

農用地、農業用施設の機能診断、水路などの農業用施設の軽微な補修、機能診断・補修技術等の研修

### ■ 農村環境保全活動

5テーマの中から選択

景観形成のための施設への植栽、田んぼの生き物調査など

### ■ 多面的機能の増進を図る活動(H26 年度からの追加活動)

防災・減災力の強化や農村環境保全活動の幅広い展開(高度な保全活動又は農村環境保全活動を1テーマ以上追加して実施)など

## III 資源向上支払(長寿命化)

年次的な活動計画に基づき、自主施工や委託施工により、水路などの農業用施設の補修・更新等を実施。

新制度では

■ ①農地維持支払と②資源向上支払(共同活動)は一括して会計経理します。(H25 年度までの共同活動の通帳へ入金)

■ 要綱・要領においては、①農地維持支払、②資源向上支払(共同活動)、③資源向上支払(長寿命化)は予算の繰越が可能です。

【山口県においては、上記の件につき、現在、協議中です。決定しだい、ご連絡します。】

■ ①農地維持支払、②資源向上支払(共同活動)、③資源向上支払(長寿命化)とも4月1日からの活動が対象です。(活動記録、領収書、写真、参加者名簿等を作成しておいてください。)

■ 農地維持支払の対象農用地は、「農振農用地区域内の農用地」と多面的機能の維持管理の観点から必要と認められる農用地として、「市街化区域内農用地や農振白地農用地」も交付要件を満たす場合は交付対象としています。(市町担当者に相談してください。)

■ 活動組織の皆さんへは、新制度の説明や移行の手続き等について、支部ごとに説明会を4月下旬から開催しています。移行の手続きについては、申請書類が簡易なものとなっていますので、お忙しい中とは思いますが、農地・水対策に取り組まれている全組織が平成26年度中に新制度に移行していただきますようお願いいたします。